

2. 遺言書を書いておいた方がよいケースは？

- ◎ ご自身の相続人が誰になるかを把握し、円滑に話し合いができるか考えてみましょう。相続人全員での遺産分割が難しい場合は、遺言書の作成をおすすめします。

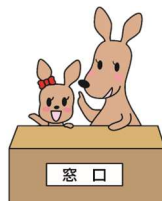
夫婦に 子どもがいない	相続人は配偶者だけではなく、亡くなった夫や妻の両親や兄弟姉妹が法定順位に従い相続人になります。遺言書を残すことで、夫や妻以外の相続人との遺産分割協議をすることなく、相続手続を進めることができます。
連絡がつかない 相続人がいる	所在不明の相続人がいる場合、事情によっては、家庭裁判所で不在者財産管理人等の選任又は失踪宣告の手続きを行い、その後、遺産分割協議を行う必要があります。
援助が必要な 相続人がいる	認知症等により判断能力が不十分で、遺産分割協議を行うことができない相続人がいる場合には、家庭裁判所で成年後見人等を選任してもらう必要があります。

- ◎ 相続人ではない方に遺産を残したい場合は、遺言書が必要です。

相続人以外に 財産を託したい	子の配偶者、孫、甥・姪、内縁の配偶者、お世話になった人や団体など、相続人以外の人や法人には、遺言書がなければ遺産を残すことはできません。
-------------------	--

3. 遺言書を法務局に預けるときに必要なもの

- ☐ 遺言書（原本／封書は不要）
- ☐ 保管申請書（様式はホームページ）
- ☐ 住民票（本籍／筆頭者の記載があるもの）
- ☐ 顔写真付きの身分証明書（有効期限内のもの）
例）マイナンバーカード／運転免許証／パスポート等
- ☐ 手数料（3,900円／1件）



【電子メールによる「保管申請」の事前チェック】

- ▶ 提出書類の写し（PDFまたは画像ファイル）を事前に **電子メール**でお送りいただければ、形式面の **事前チェック**を行います。
- ▶ **事前チェック**を受けることで、保管申請当日の手続がスムーズになります（事前チェックは任意です。）。

詳細・送信先はこちらをご覧ください。



遺言書は 大切な人への メッセージ！ あなたの遺言書を 法務局がお預かりします

大切な人に
感謝の想いを
伝えたい！

子どもたちが
相続でもめない
ようにしたい！



遺言書ほかんガルー

法務局の自筆証書遺言書保管制度を利用すれば …

- 法務局が保管するので、遺言書の紛失や改ざんの心配がありません。
- 法務局に保管申請すると、家庭裁判所での検認手続が不要です。
- 遺言者の死亡後に、遺言者が指定した方（3名まで）に、遺言書が保管されていることを通知することができます。
- 保管申請手数料は、保管期間に関係なく、1件3,900円です。

※ 手続は事前予約制です。

詳しくは、法務省ホームページへ

自筆証書遺言 法務省 検索



予約・お問合せ

福井地方法務局 供託課	0776-22-4189
福井地方法務局 武生支局	0778-22-9514
福井地方法務局 敦賀支局	0770-25-0174
福井地方法務局 小浜支局	0770-52-0238



自筆証書遺言を書くときのルール

「遺言書の全文」
「作成した日付」
「遺言者の氏名」

必ず遺言者が
自署し、押印
する。

【財産目録は自筆の例外】

パソコン等で作成した財産目録や、銀行通帳等のコピー（銀行名や口座番号等が読み取れるもの）、登記事項証明書のコピー等を財産目録として添付することも可能です。

【遺言書の訂正】

文言を訂正する場合は、

- ① 従前の記載に二重線を施し押印
- ② 適宜の場所に訂正場所、加除したことを付記し署名

法務局に預ける場合のルール

1. 用紙は[A4サイズ片面]
2. 上下左右に[余白]が必要
3. [ページ数／総ページ数]を記載
4. ホッチキス、契印、封書は不要

【注意事項】遺言書の内容について

- 法務局では、遺言書の具体的な内容に関するご相談はお受けしていません。
- 内容についてご不明な点がある場合は、弁護士や司法書士などの専門家に相談されることをお勧めします。

1. 遺言書を書いてみましょう！

重要

法務局では遺言書の形式を確認しますが、内容が有効かどうかは保証されません。

誰に、どの財産を、相続または遺贈するのかについて、具体的かつ明確に記載しましょう。第三者が遺言書を読んでも誤解が生じないよう、曖昧な表現は避けましょう。

余白5ミリメートル以上

遺言書

1. 私は、私の所有するすべての財産を妻の
法務花子（平成昭和〇年〇月〇日生）に
相続させる。
2. この遺言の遺言執行者として、長男の
法務一郎を指定する。

※ 遺言執行者とは、相続で遺言書の内容を実現するために必要な手続きを行う人のことです。
遺言執行者の指定は任意です。

（付言事項）

妻の花子には、長年にわたり連れ添って
くれたことに感謝しています。ありがとう。

令和8年2月1日

福井市春山1丁目1番54号

法務太郎 印

上記1中、2字削除2字追加 法務太郎

（遺言者本人が自署・押印）

余白10ミリメートル以上

【ページ数／総ページ数】
1枚のときは任意
2枚以上は必須

付言事項（ふげんじこう）とは

遺言書を通して、家族やお世話になった人への感謝や願いをメッセージとして書くこともできます！

こうした文章を「付言事項」といいます。
「付言事項」を書くかどうかは任意です。

1 夫婦だけで子どもがいない（夫の父母は存命）場合で、妻〇〇に全財産を相続させたい場合（文例）

（付言事項）

私に万一のことがあっても、妻の〇〇が安心して暮らせるよう、この遺言書を作成しました。〇〇には心から感謝しています。

父さん母さんには、私の遺志を理解して今後も花子を支えてあげてください。

2 孫のAさん（代襲相続人ではない）に定期預金を遺贈したい場合（文例）

（付言事項）

Aは幼い頃から私の話し相手や身の回りの世話をしてくれました。その感謝として、Aの勉強に役立ててもらいたいと考え、私の定期預金を贈ります。

家族は、私の気持ちを理解し尊重するようお願いします。

3 同居している二男Bさんに遺産をすべて相続させたい場合（文例）

（付言事項）

長年、私の面倒を見てくれたBに感謝の気持ちとして全財産を相続させたいと思います。

ほかの子どもたちは異議を唱えず、これからも兄弟仲良く助け合ってください。